

施策：	02	人材育成と組織の整備	財務コード	01020102-02-00
基本事業：	03	ICTを活用した業務効率化などの働き方改革の推進	担当部	企画政策部
基本事業の成果指標	ICTを活用した業務改善件数（計画期間内累計） 電子申請を活用した業務件数（累計） 年次有給休暇（5日未満）または超過勤務（年360時間以上）に該当した職員数		担当課	人事課
			担当係	人事担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
<ul style="list-style-type: none"> 正規職員（再任用職員含む） 会計年度任用職員 			職員の健康が維持され安心して働くことができる職場環境を実現するため、共済組合の保健事業や福利厚生事業を実施する。 ・各種健康診断では、年1回総合健診、婦人がん検診、歯科検診、VDT検診を実施し、健康状態の把握や結果に応じて治療等を勧奨 ・健康相談では、委託している産業医が毎月来庁し、職員と面談を実施することで健康状態に対する早期の指導改善を実施 ・メンタルヘルス対策の1つとして、年1回ストレスチェックを実施し、心理的な負担の程度を把握し、必要に応じて産業医との面談を勧奨 ・共済組合が主催するセミナーとして、生活・人生設計を学ぶセミナーや生活習慣病予防や健康づくりを学ぶためのセミナーに参加 ・各種競技大会に関して、福岡県市役所対抗競技大会、筑紫地区官公庁対抗競技大会などに参加 ・本庁舎及び市の出先機関に勤務する職員で、自宅から勤務先までの距離が2km以上あれば、職員駐車場を利用可能						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
心身の健康が維持され、安心して働くことができる職場になっています。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	02年度実績	03年度実績	04年度当初	05年度要求	06年度計画	07年度計画	目標
各種健診の受診者数		人	976	1,428	1,428	1,428			1,280
総合健診の結果が「要精密検査」の職員の受検率		%	38.8	19	25	25			30
5. コスト									
事業費		計	千円	7,889	7,916	7,813	7,870		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	7,889	7,916	7,813	6,967		
一般	千円	0	0	0	903				
正職員人工数		人工	1	1	1				
正職員人件費		千円	8,029	7,921	7,728				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	15,918	15,837	15,541	7,870			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	状況 令和3年度の各種健康診断の受診者数は、共済組合員の資格取得をした会計年度任用職員の影響もあり、令和元年度(R2は歯科検診が中止のため同条件で比較するため)と比較して全体として248名受診者が増加した。また、総合健診の日程を繰り返し周知し、受診勧奨を行った結果、共済組合員の総合健診の受診率は97%となり、令和2年度と比較し2%増加した 課題 総合健診を受診し「要精密検査」となった職員に対しては、文書で病院受診を呼びかけている。しかし、精密検査を受診し「受診報告書」を提出してくる者が少ないため、職員の心身の健康維持の観点から、該当した職員に対する受診勧奨を繰り返し徹底して行う必要がある。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）									
改善案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）			改善方向性		維持	見直し	廃止	事業終了	
<ul style="list-style-type: none"> VDT検診の在り方の検討 産業医の活用 ストレスチェックの活用 									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）			備考・特記事項 or 進行管理欄						
地方公共団体は、地方公務員法の規定に基づき、厚生事業を計画、実施する義務を負っている。また、職員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡又は災害に関して適切な給付を行うための共済事業を実施する義務を負っている。									